

## 共働事業提案制度検討部会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 共働事業提案制度の検討のため、共働事業提案制度検討部会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に部会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、部会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は部会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

「共働事業提案制度検討部会」

－ 傍聴受付簿 －

氏 名